平成２２年（フ）第１０５８号
千葉県八千代市八千代台西９丁目23番５号
破産者　有限会社大洋通商
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５９号
千葉県八千代市大和田新田485番地１　スミィード306号
破産者　吉田美智子
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６１号
千葉市若葉区桜木６丁目23番35号　プラザ桜木103号
破産者　平山　徳子
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６２号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟1103号
破産者　佐藤　俊六
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３１号
東京都小平市花小金井４丁目13番11―202号
破産者　穴澤　昭博
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３０号
富山市山室荒屋新町22番地
破産者　有限会社ニーズネットワーク
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２３３号
大阪市東淀川区豊里２丁目15番８号
破産者　有限会社Ｄプライム
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１９号
大阪府泉南市樽井599番地の19
破産者　株式会社勘野建設
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５３４号
札幌市中央区南８条西21丁目３番12―606号
破産者　株式会社ネクストウィンズ
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７８号
東京都東大和市芋窪２丁目1926番地10
破産者　有限会社石川設計
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７７９号
東京都東大和市新堀３丁目７番地の１重信コーポ101号
破産者　石川　一男
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１４９号
東京都青梅市勝沼１丁目197番地の１スバルハイツ403
破産者　山中　由香
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０１４号
横浜市港南区野庭町2140番地
破産者　久道建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６７号
岐阜市八代３丁目26番17号
破産者　株式会社加藤達雄
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８６６号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町５丁目256番地
破産者　有限会社梅村製作所
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８３号
岐阜県各務原市蘇原中央町３丁目164番地
破産者　木曽川興業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第９１号
岐阜県大垣市浅中１丁目285番地５
破産者　株式会社コロンブスインターナショナル
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
静岡県浜松市北区三ヶ日町鵺代768番地
破産者　山本　和夫
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
静岡県浜松市東区北島町844番地の１
破産者　株式会社ツクモエンタープライズ
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６５０号
滋賀県高島市新旭町饗庭字中山4906番地
破産者　東亜システムプロダクツ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１４号
奈良市下御門町32番地
破産者　株式会社なかよし
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
広島県呉市中央３丁目11番22号パンビル４階
破産者　有限会社ちゃんこ貴羽山
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部